

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和3年第7回小坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） おはようございます。

本臨時会についての議会運営委員会を10月14日に開催をいたしました。

本臨時会に係る案件は、条例の専決処分1件、補正予算1件、人事案件1件の議案計3件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、会期を本日1日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

---

### ◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

それでは、議案第75号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、別表に定める選挙長をはじめ、選挙立会人、投票立会人等の報酬の額を改め、及び文言の整理をする必要があり、10月5日に専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第76号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第76号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店及び宿泊施設に対する事業継続支援金交付事業の予算や、小・中学校で感染症対策用品を購入するための経費を措置したほか、必要経費の調整額を補正しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,106万4,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を45億2,819万7,000円にするものであります。

補正財源は、事業者支援分として国から追加交付される地方創生臨時交付金などの特定財源を充当したほか、一般財源として地方交付税を措置しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、一般会計補正予算（第5号）の詳細について説明いたします。

歳出から説明しますので、5ページをお開き願います。

今回の補正では、7款商工費に第1号補正予算で計上していた経営維持臨時給付金を1,180万円減額することに伴い、これに充当していた地方創生臨時交付金を既存の事業に財源振替しており、複数科目で財源区分の変更がございます。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費は、財源振替により地方創生臨時交付金を新型コロナウイルス感染症対策用品購入事業に100万円充当しています。

5目企画費は、財源振替により地方創生臨時交付金を大型高速バスラッピング事業に48万円充当しています。

2項徴税費、2目賦課徴収費、22節町税過誤納還付金は、現計予算計上分からの不足分です。

5款労働費、1項1目労働諸費は、財源振替により地方創生臨時交付金を再就職緊急支援奨励金事業に352万4,000円充当しています。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節補助金の水田利活用向上事業及び戦略作物種子購入は、そばの刈取り面積増加により、飼料用米作付支援事業は、飼料用米の作付面積増加により、それぞれ不足分を計上しております。

7款1項商工費、2目商工振興費、18節補助金の経営維持臨時給付金は、75件分、1,500万円を計上しておりましたが、9月末実績で16件分、320万円の給付見込みとなったため、1,180万円を減額いたします。

事業継続支援金は、今回、追加交付の内示を受けた地方創生臨時交付金事業者支援分を活用して、飲食店及び宿泊施設へ事業継続のための支援金を交付することとし、飲食店が県の認証を受けるための後押しをいたします。

飲食店へは一律10万円を24件分、宿泊施設へは、宿泊定員の規模により区分し、20人未満は10万円を2件分、20人以上50人未満は20万円を3件分、50人以上100人未満は30万円を1件分、100人以上は50万円を5件分で、計600万円を計上しております。

財源内訳欄の国県支出金は、経営維持臨時給付金に充当していた地方創生臨時交付金を

1,180万円減額し、感染症対応資金利子助成事業に340万円を振替充当し、事業継続支援金事業に充当する地方創生臨時交付金が596万6,000円入っておりまして、差引きで243万4,000円の減額となっております。

3目観光費の14節工事請負費及び17節備品購入費は、十和田ふるさとセンターでワーケーションを受け入れるための対応として、多目的トイレのドア、トイレの洋式化、シャワーユニット設置などの改修や、会議用テーブル、椅子、パーティション、体温検知カメラなどを購入する経費を措置しました。

財源内訳欄の国県支出金は、地方創生臨時交付金です。

6ページにお進みください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節補助金は、住宅リフォーム支援事業が好調なため、さらに不足が見込まれることから300万円を追加するものです。これにより当補助金の予算現額は1,100万円となります。

財源内訳欄の国県支出金は、財源振替により地方創生臨時交付金を、秋田県電子入札システム負担金事業に充当しています。

10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費の1目学校管理費は、いずれも学校保健特別対策事業により、感染症対策用消耗品の購入経費を計上しています。

財源内訳欄の国県支出金は、小学校費のほうが、学校保健特別対策事業費補助金12万9,000円と、財源振替により地方創生臨時交付金を学校衛生用品購入事業に充当した45万2,000円です。中学校費のほうは、学校保健特別対策事業費補助金5万5,000円と、財源振替により地方創生臨時交付金を学校衛生用品購入事業に充当した32万3,000円です。

2目教育振興費は、小・中学校どちらも、財源振替により地方創生臨時交付金を修学旅行キャンセル料補助事業に充当しております。

続いて、歳入で措置した一般財源について説明しますので、4ページをお開きください。

これまで説明しました歳入歳出の補正予算において不足する一般財源については、10款地方交付税の普通交付税490万4,000円を措置して収支の調整を図っております。

今回の補正後における留保財源は1億5,787万3,000円となります。

以上で詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） よく理解できないので、二、三教えていただきたいと思いますが、

まず、観光費の事業継続支援の関係でありますけれども、新聞を見ますと、県でも同じような補助を行うというふうな中身になってはいますが、県が対象になった場合に、この町の分については、重ねて対象になるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） はい、そのとおりでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、県からも町からも二重にいただけると、こう考えていいわけですね。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） はい、二重に支給するというふうなことになります。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 大変手厚くやっていただいて、結構なことだと思います。

次に、工事の関係、それから備品購入の関係、ふるさとセンターの絡みなようですがけれども、私、思うには、確かに事業展開するためには、町の経費をかけてそれ相応にふさわしい中身で頑張っていただくと、これは確かに応援していかなきゃいけないものだと思います。

ただ、今になってから、テーブル、椅子、それからパーティションというふうなものが必要だと。考えてみますと、当初、相手方が業務を展開するという段階で指名をすれば、こういう問題というのはその時点で大体協議されてしかるべきものでないかと。何で今頃になってからこれが出てきたのか。その辺の経緯が私、分からないものですから、教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 議員おっしゃるとおりかと思えます。当初のところでもうちょっと話を詰めておけばよかったかなとは思っておりますけれども、以前からコロナの関係はあったわけですが、コロナの関係で、ワーケーションをほかの市町村、例えば藤里町などでもかなり先進的に進めていくというふうなことも聞いておりますし、当町でも議員さんのほうからそういうふうなワーケーションに関しての質問もあつたりなどして、あと今、体験のほうでSUPとかということで、湖に浮かんで紅葉を眺めるとか、そういうお客さんのニーズもかなりあるというふうなことも、今は聞いております。

ちょっと後追いになってしまったわけですが、経緯と言われればちょっとなかなか説明もつきにくいところかと思うのですが、この頃、近年、ワーケーションのところ

もかなり叫ばれるようなことになってきておりますので、この機会にということ、トイレのほうも、以前からこれ、和式ですので洋式にしなければならないというふうなところでも話されてあったところですので、併せてワーケーションのところも整備して、来年度のところ、多少問合せ等もあるというふうなことでも伺っておりますので、これやってみてのまず問合せというふうなところもあるかと思っておりますので、来年度に向けて宣伝していくために、ちょっと後追いになってしまったわけですがけれども、議員言われたように、最初のところというふうなお話、ごもっともなことではあるかと思っておりますけれども、このトイレ等の整備に合わせて、ぜひとも私どもでも整備したい、あちらのほうからも多少要望もありましたけれども、そういうところも整備していきたいというふうなことです、ご理解いただければいいかなと思っております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 確かに、その事業を展開していく方へ、大家である町がその建物なり設備を有効に使っていただくと、そしてスムーズにいい事業を展開してもらおうと、これは冒頭申し上げたように、応援していかなきゃいけない部分だと私も思います。

ただ、今、繰り返して申し上げるけれども、当初にやはり綿密な計画を立てて、きちんと対応していくということをやっていないから、常々こういう後追い、後づけ予算が生じてくると。私はこういう行政というのはあまりよくないと思うのですよね。やはり計画を立てて、このことをぜひ成功裏に、将来に結びつけてやってもらおうと、失敗しないようにできるだけ頑張ってもらいたいという観点からいけば、それなりに相手と十分協議しながら、何が必要なのか、町としては何をやらなければならないのかということ、きちんと綿密な打合せ、計画性を持った事業展開していかないと。今、まだ幸いですよ、コロナ関連のこういう財源が若干あるから、いろんな意味でそういうふうに対応できるのだと思うのですけれども、そうでない状況の中、財政的に容易でない状況の中でやっていく場面が来たときに、私はこういうことができなくなると思うのですよね。ですから、当初にきちんとした計画を立てた中で事業展開すべきだと、そう言わざるを得ない、そう思います。

それと、事業をやる側にも私は注文をつけたいのだけれども、全て皆用意していただいてやっていくということになれば至れり尽くせりで、逆に言えば、商売、利益を上げる、どうやったら自分方が投資したものを回収できるか、さらには自分たちの利益を生むかというふうな、生産性を生むような形に、私は事業展開できないと思うのです、逆に言えば。至れり尽くせりすることはお役所仕事と同じで、自分方の腹が痛まない、そういうことでは、私は

事業というのはあまりうまくいかないのではないかなという危惧があります。やはり投資したものを回収する、そして利益を上げる、そのためには一生懸命自分方も努力すると。これは、私は商業、経済の原則でないかと思っていますから、そういう意味で、あまり至れり尽くせりもいかなものかとそういう気がします。

もう一つお尋ねしたいのですが、この事業をやっていく上で、この事業者はどれだけの投資をされているのですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 最初の、まず準備段階が足りなかったということについては、今回のこの指定管理につきましては、新年度の予算のところにも間に合わなくて、3月、4月に話し合った段階でこのようになってしまって、ちょっと年度途中になってしまったというふうなことで、多少そこら辺も、まず年度当初でもちょっと綿密に話をしていけば、6月とか9月の補正予算というふうなこともあったかと思しますので、そこら辺、ちょっと足りなかったところではあるかと思えます。

また、事業者の負担ということの問合せでございますけれども、いろんな体験ものに関して、先ほどSUPとかとも言いましたけれども、そういうふうな、いわゆるボードというのかな、そういうふうな体験に関しての設備だとか、あとは、通常であれば、あさって、ライブコンサートを園地で開く予定だったのですけれども、このコロナの関係で入場自体のコンサートはなくなったのですけれども、動画で配信するというので、あと、東京などから歌手を連れてきてコンサートを行う予定だったのですけれども、そういうふうな費用の面での負担、ソフト面での事業の負担だとかについては、やっぱりソフト事業については合同会社のほうでというふうなことでもありますし、来年度からは、今度、タイニーハウスということで、体験型のハウス、寝泊まりできるような感じの体験型ハウスを展示して、そういうようなのを売ったりするみたいな事業もあるようですけれども、そういうようなタイニーハウスも、設備自体は出来上がっているようですけれども、そういうふうな設備の負担、もしくはそれを持ってきたりするに当たっての、トレーラーで運搬して来たりするわけですが、そういうふうな事業を行う上でのいろいろな会社の負担については、もちろん行う会社のほうで行うというふうなことでありますので、それ以外のところ、先ほども言いましたけれども、ワーケーションに関しても、こちらで整備すれば、当然そこに来た人方が周辺にお泊まりになるというふうなことにもなりますし、あと、トイレについても、これは建物についた設備ですので、そちらのほうはやっぱりこちらで行わなければならないというふうなこ



ともなりますので、それ以外のソフト面での事業については、やはり会社のほうで頑張っていたきたいというふうなことです。

今までは、まず、ふるさとセンターでただ飲食して周辺の散策をするというのみの場所ではあったのですが、今まで不足してあった部分、体験型については、今後、我々も望んであったところですので、そういう面で、いろいろな体験型に関する事業、ソフト事業で、費用は会社のほうで負担して頑張っていたきたいというふうなことで今後進めていきたいと考えております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第77号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第77号 教育長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第77号 教育長の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

当町の教育長であります澤口康夫さんは、令和3年11月30日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、引き続き澤口康夫さんを教育長の適任者と考え、提案申し上げます。

澤口さんは、昭和59年4月に教諭として採用されて以来、平成29年3月までの33年間、教職員として勤められ、その間、大館市立雪沢小学校、小坂町立十和田小中学校、鹿角市立尾去沢中学校、鹿角市立八幡平中学校の校長を歴任されております。

また、この3年間は、当町の教育長として、小中一貫教育の推進や社会教育活動の充実など、現在、町が進めている教育施策の実現に向けて尽力していただいております。

澤口さんは、学校現場に精通されており、教育行政の識見も豊富で、人格、識見、経験ともに教育長に適任と判断し、今回、教育長の選任の同意を求める提案をする次第でございます。

任期は令和6年11月30日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第77号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第77号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成9票、反対2票であります。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

### ◎教育長挨拶

○議長（目時重雄君） ただいま教育長の選任に同意されました本人から発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） ただいま臨時議会におきまして、教育長の選任にご同意いただき、誠にありがとうございます。

この3年間、歴代教育長の方々の教育に対する熱い思いを継承しながら、町民、そして議員の皆様からご意見、ご助言をいただくとともに、職員に支えられて職務を遂行することができました。改めて皆様に感謝申し上げます。

2期目となる3年間も、学校教育、社会教育等を通じて、小坂町の教育のさらなる充実、進化、発展のために精いっぱい力を尽くしてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

（拍手）

---

### ◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本臨時会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年第7回小坂町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時42分